

# 稚内北星学園大学 COC 推進委員会規程

(目的及び設置)

第1条 文部科学省「地(知)の拠点整備事業」に採択された「地域の教育力向上とまちづくりで協働する地(知)の拠点整備(以下「事業」という。)を全学あげて強力に推進し、また、地域創造支援センターの運営を担うため、稚内北星学園大学にCOC推進委員会(以下「推進委員会」という。)を設置する。

(業務)

第2条 推進委員会は、次の各号の業務を行う。

- (1) 事業の実施に関する事
- (2) 事業の予算及び決算に関する事
- (3) 地域志向の教育・研究・社会貢献に関する事
- (4) 地域との連携に関する事
- (5) 学生参画に関わる業務組織間の調整及び学生生活動の監督・助言ならびに情報の発信に関する事。
- (6) 文部科学省への報告等に関する事
- (7) COC外部評価委員会への諮問に関する事
- (8) 地域創造支援センターの運営に関する事
- (9) その他事業の推進に関する事

2 前項の業務について、本学が定める他の規程と重複する場合は、この規程を優先とする。

(組織)

第3条 推進委員会の委員は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長「事業推進代表者」
- (2) 副学長「事業推進責任者」
- (3) 学部長
- (4) 地域教育支援室長
- (5) 地域観光支援室長
- (6) まちなか振興支援室長
- (7) 学生COC支援室長
- (8) COC事業推進室長
- (9) 図書館長
- (10) プログラムオフィサー
- (11) 学習コンシェルジュ
- (12) 事務局長
- (13) 総務課長

(14) メディア表現指導員

(15) その他、学長「事業推進代表者」が必要と認めた者

(委員長)

第4条 推進委員会に委員長を置き、学長「事業推進代表者」をもって充てる。

2 委員長は、推進委員会の業務を総理する。

(副委員長)

第5条 推進委員会に副委員長を置き、副学長「事業推進責任者」をもって充てる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代行する。

(プログラムオフィサー)

第6条 推進委員会にプログラムオフィサーを置き、次に掲げる任務を遂行するものとし、学長「事業推進代表者」が委嘱する。

(1) 事業全体の進捗状況等に関すること

(2) 自治体・企業・機関・団体等との連携協力への支援に関すること

(3) 評価システムの整備に関すること

(4) その他事業を推進するための助言・提起・参画に関すること

2 プログラムオフィサーの業務の詳細な内容については、学長「事業推進代表者」が別に定める。

(推進委員会議)

第7条 推進委員会議は、副委員長「事業推進責任者」が招集し、その議長となる。

2 推進委員会議は、月1回開催する。但し、必要ある場合は、随時開催することができる。

(業務推進)

第8条 推進委員会が決定した第2条に規定する業務の実施について、具体的に内容を検討し推進するための業務推進の組織を、次の表に掲げるとおりとする。

業務名	業務推進組織
地域志向の教育に関する業務	学長「事業推進代表者」が指名する教職員の組織
地域志向の研究に関する業務	学長「事業推進代表者」が指名する教職員の組織
地域志向の社会貢献に関する業務、学生参画に係る業務組織	学長「事業推進代表者」が指名する教職員の組織
間の調整及び学生生活の監督・助言並びに情報の発信に関	地域創造支援センター

する業務、本条に掲げる組織間の業務の調整及び事業推進責任者の業務の補佐及び地域創造支援センター規程に掲げる業務	
---	--

2 各業務推進組織は、審議内容等について、随時、推進委員会へ報告するものとする。

(関係組織等の協力)

第9条 推進委員会は、業務の遂行上必要があるときは、関係組織等に対し、教職員の出席や資料の提出など必要な協力を要請することができる。

2 前項の要請があった場合、関係組織等は推進委員会に積極的に協力しなければならない。

(事務)

第10条 推進委員会の事務は、大学事務局総務課において行うものとする。

(補則)

第11条 この規定に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この規程は、平成28年5月24日から施行し、平成28年4月1日より適用する。

機構図（案）

